

国 勢 調 査  
—小地域・詳細集計—

平成 2 7 (2015)年 1 0 月 1 日



## 平成27年国勢調査の概要

### 1. 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯数の状況を明らかにすることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査で、大正9（1920）年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成27（2015）年に実施された国勢調査はその20回目に当たります。

国勢調査は、10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成27年国勢調査は簡易調査です。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にあります。

戦前は、大規模調査の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査の調査事項には人口の基本的属性だけでなく、経済的属性及び住宅に関する事項が加えられました。

### 2. 調査の時期

平成27年国勢調査は、平成27（2015）年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

### 3. 調査の法的根拠

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施されました。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づいています。

### 4. 調査の地域

平成27年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

### 5. 調査の対象

平成27年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

- (2) 病院又は療養所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶  
 なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常駐している者は、外国人を含めてすべての調査の対象としたが、次の者は調査から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族。

## 6. 調査事項

〈世帯員に関する事項〉

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居での居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 就業状態
- (10) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (11) 仕事の種類
- (12) 従業上の地域
- (13) 従業地又は通学地

〈世帯に関する事項〉

- (14) 世帯の種類
- (15) 世帯員の数
- (16) 住宅の建て方

## 7. 調査の方法、調査区数、国勢調査指導員数及び調査員数

平成27年国勢調査は、総務省統計局－都道府県－市区町村－国勢調査指導員－国勢調査員の流れにより行われ、柏崎市においては763調査区を国勢調査指導員71人及び国勢調査員463人で実施されました。

調査の実施に先立ち、平成27年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されています。調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が下記の方法により行いました。

1. 調査員等は、担当する地域の全ての世帯にインターネット回答の利用案内を配布。世帯は、9月10日～20日の基幹にインターネット回答を行う。
2. その後、調査員等はインターネット回答のなかった世帯に調査票等を配布する。世帯は、記入した調査票をそのまま調査員等に提出するか、又は郵送により提出することにより回答を行う。  
ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査する。

## 8. 集計の方法

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて検査し、必要な補足訂正を行った上で結果として集計しています。

## 9. その他

本市は平成17（2005）年5月1日に高柳町、西山町と合併したことから、比較対照のために掲載した過去の数値については、両町を含んだ数値になっている。そのため、過去に発刊された本書をはじめとする統計図書に掲載されてきた数値とは一致しないことに留意が必要です。

## 用語の解説

### 1. 人 口

本書にある人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については、前述した国勢調査の概要「5. 調査の対象」を参考のこと。

### 2. 面 積

本書に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年10月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成22年国勢調査までは、国土地理院が公表した市町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成26(2014)年から国土地理院が境界未定地域に係る市町村面積を算出するようになったことを受けて、平成27年国勢調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

### 3. 年齢・平均年齢・年齢中位数

#### 年齢

平成27(2015)年9月30日現在による満年齢(誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方)です。なお、平成27(2015)年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

#### 平均年齢

平均年齢は、以下のとおり算出しました。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計(年齢「不詳」を除く。)}} + 0.5$$

なお、平均年齢に0.5を加える理由については、10月1日現在の満年齢を用いて集計しています。つまり、10月1日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日の人がいることを考慮し、平均である半年分を加えています。

#### 年齢中位数

年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

### 4. 配偶関係

実際の状態により、次のとおり区分しています。

**未婚** — まだ結婚したことのない者

**有配偶** — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者

**死別** — 妻又は夫と死別して独身の者

**離別** — 妻又は夫と離別して独身の者

**配偶者関係「不詳」** — 未回答などにより配偶者関係が判断できない場合

## 5. 国 籍

平成27年国勢調査では、国籍については、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。なお、2つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

- (1) 日本と日本以外の国の国籍を持つ人 — 日本
- (2) 日本以外の2つ以上の国籍を持つ人 — 調査票の国名欄に記入された国

## 6. 世帯の種類

昭和60（1985）年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

### 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

### 施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人としています。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、すでに3ヶ月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 — 定まった居住を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

## 7. 世帯主・世帯人員

### 世帯主

収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

### 世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## 8. 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次の分類のとおり区分しています。

**親族のみの世帯** — 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

**非親族を含む世帯** — 2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

**単独世帯** — 世帯人員が1人の世帯

**世帯の家族類型「不詳」** — 世帯の家族類型が判定できない世帯

また、「親族のみの世帯」については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

#### **核家族世帯**

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

#### **核家族世帯以外の世帯**

- (1) 夫婦と両親から成る世帯
  - ①夫婦と夫の親から成る世帯
  - ②夫婦と妻の親から成る世帯
- (2) 夫婦とひとり親から成る世帯
  - ①夫婦と夫の親から成る世帯
  - ②夫婦と妻の親から成る世帯
- (3) 夫婦、子供と両親から成る世帯
  - ①夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - ②夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (4) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
  - ①夫婦、子供と夫の親から成る世帯
  - ②夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (5) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (6) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (7) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
  - ①夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ②夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (8) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - ①夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
  - ②夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (9) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (10) 他に分類されない親族世帯

### **9.3 世代世帯**

「3世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。

## 10. 母子世帯・父子世帯

### 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員はいない世帯）をいいます。

### 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員はいない世帯）をいいます。

### 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

## 11. 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

### 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

### 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

## 12. 住居の種類

「一般世帯」について、住居を次のとおり区分しています。

### 住宅

1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいいます。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに一戸の住宅となります。

### 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・学校・工場・事務所などの居住用でない建物をいいます。なお、仮小屋などの臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

## 13. 住宅の所有関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

### 主世帯

「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯をいいます。

### 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。

### 公営の借家

その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

### 都市再生機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。

### 民営の借家

その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

### 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、これには、家賃の支払いの有無を問いません。

また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

### 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 14. 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅をその建て方により、次のとおり区分しています。

### 一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれます。

### 長屋建

2 つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共有し、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。いわゆる「テラスハウス」も含まれます。

### 共同住宅

棟の中に 2 つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや 2 つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

なお、これには 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含まれます。

### その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 15. 人口集中地区

「人口集中地区」とは、基本単位区を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方メートルあたり 4, 0 0 0 人以上あり、市区町村の境界内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口の合計が国勢調査時に 5, 0 0 0 人以上となる地域をいいます。

## 16. 従業地・通学地

就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

**自市区町村で従業・通学** — 従業地・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅で従業・・・・・・・・・・従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業所など）の者  
※併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。

※農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外の自市町村で従業・通学・・・・従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村者

**他市区町村で従業・通学** — 従業地・通学地が常住している市区町村以外にある者  
これは、いわゆるその市区町村から流出人口を示すものとなっている。

県内他市区町村・・・・・・・・従業地・通学地が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある者

他県で従業・通学・・・・・・・・従業地・通学地が常住地と異なる都道府県にある者

### 《注意点》

1 ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事高等学校、短期業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

2 「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは、非労働力人口のうち、調査期間中、学校に通っていた者をいいます。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれていますが、幼稚園や認定こども園は含まれません。

また、ふだん学校に通っていた人であっても調査期間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」、とはせず「就業者」とします。

## 17. 夜間人口（常住地による人口）

調査時に当該地域に常住している人口をいいます。

## 18. 昼間人口（従業地・通学地による人口）

当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学をしているものを加えた人口をいいます。

$$\boxed{\text{昼間人口} = \text{夜間人口} - \text{流出人口} + \text{流入人口}}$$

夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動は考慮していません。

## 19. 利用交通手段【大規模調査（10年ごと）のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合そのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。区分は、次のとおりです。

1 徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2 鉄道・電車	電車・気道車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
3 乗合バス	乗合バス（トロリーバスを含む）を利用している場合
4 勤め先・学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
5 自家用車	自家用車（事業用と兼用の自家用車を含む。）を利用している場合
6 ハイヤー・タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合（雇い上げのハイヤー・タクシーを利用して場合も含む）
7 オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8 自転車	自転車を利用している場合
9 その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

## 20. 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

なお、国勢調査に用いられた産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成27年国勢調査の産業分類は、平成25（2013）年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類20項目、中分類82項目、小分類253項目となっています。

### 《注意点》

- 1 仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類によっています。
- 2 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- 3 平成17（2005）年以前の調査では、労働派遣事務所から派遣されて仕事をしている人は、「労働派遣業」に分類していたので留意が必要です。
- 4 本報告書では産業大分類を3部門に集約しています。その区分は次によっています。

第一次産業 A 農業、林業 B 漁業

第二次産業 C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 F 製造業

第三次産業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については、上記の3区分に含みません。

## 21. 労働力状態

15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査期間」という）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

### 労働力人口 — 就業者及び完全失業者

**就業者**・・・調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など（現物収入を含む）収入を伴う仕事を少しでもした者

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

ア 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

イ 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合。また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

**完全失業者**・・・調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者

**非労働力人口** — 調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者（労働力状態「不詳の者」を除く）。

**家事**・・・自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

**通学**・・・主に通学していた場合

**その他**・・・上記のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

**労働力状態「不詳」**・・・未回答により労働力状態が判断できない場合

#### 《注意点》

上記の区分でいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

## 22. 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査期間中にその人が仕事をしていた事業所における地域によって、次のとおり区分しています。

**雇用者** — 会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役人」でない者

**正規の職員・従業員**・・・勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

**労働者派遣事業所の派遣社員**・・・労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている者

**パート・アルバイト・その他**・・・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者や専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者

**役員** — 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員

**雇用のある業主** — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

**雇用のない業主** — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる者

**家族従業者** — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

**家庭内職者** — 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている者

**従業上の地位「不詳」** — 未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

### 23. 5年前の常住地【大規模調査（10年ごと）のみ】

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（以下「常住」という。）していた市区町村をいいます。平成27年国勢調査では、平成22（2010）年10月1日（前回国勢調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を次のとおり区分しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、平成27年国勢調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に表しています。

なお、平成17（2005）年以前の調査では、5歳以上の者のみ集計していたが、平成22（2010）年及び平成27（2015）年調査から、5歳未満の者についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

**現住所** — 5年前の常住地が調査時の常住地と同じ者

**国内** — 5年前の常住地が現住所区以外の日本国内の者

**自市区町村**・・・5年前の常住地が同じ市場所の者

**県内他市区町村**・・・5年前の常住地が同じ都道府県内の他市区町村の者

**他県**・・・5年前の常住地が他の都道府県の者

**国外** — 5年前の常住地が外国の者

**5年前の常住地区町村「不詳」** — 5年前の常住地が他の市区町村であるが、市区町村名が不詳の者

移動状況「不詳」 — 5年前の常住地が不明の者

## 24. 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

- 卒業者 ——— 学校を卒業して、在学していない者
- 在学者 ——— 在学中の者
- 未就学者 ——— 在学したことのない者又は小学校を中途退学した者

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。ただし、予備校、総裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所などは、ここでいう学校には含まれません。

## 25. 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、次のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

- 小学校・中学校 — 【新制】小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）の小学部・中学部  
【旧制】高等小学校、国民学校の初等科・高等科、尋常小学校、通信講習所普通科、青年学校普通科、実業補習学校
- 高校・旧中 ——— 【新制】高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）の高等部、准看護師（婦）養成所、高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）  
【旧制】高等学校尋常科、尋常中学校、高等中学校予科、高等女学校、実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）、師範学校予科又は師範学校一部（3年終了のもの）、通信講習所高等科、鉄道教習所中等部・普通部（昭和24（1949）年までの卒業生）、青年学校本科
- 短大・高専 ——— 【新制】短期大学、高等専門学校、都道府県立の農業研修教育施設、看護師（婦）養成所  
【旧制】高等学校高等科、大学予科、高等師範学校、青年学校教員養成所、図書館職員養成所、高等通信講習所本科
- 大学・大学院 ——— 大学、大学院、水産大学校、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程（平成11（1999）年4月以降）、放送学校（全科履修生、修士全科生）

（注）：平成16（2004）年までの大学入学資格検定課程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、次のとおり区分しています。

### 専門学校専門課程（専門学校）

- 新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの・・・大学・大学院
- 新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの・・・短大・高専

### 専門学校高等課程（高等専修学校）

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの・・・・・・高校・旧中

### 各種学校

新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの・・・・・・短大・高専

中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの・・・・・・高校・旧中

#### <補足>

- 1 高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれからの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。
- 2 外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

## 26. 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分しています。

## 結 果 の 概 要

### 1. 人口の規模と地域分布

#### (1) 人口と世帯

##### ◇人口 86,833 人、世帯数 33,560 世帯◇

平成 27(2015)年 10 月 1 日現在の本市総人口は、86,833 人(男 43,098 人、女 43,735 人)で、前回平成 22(2010)年調査よりも 4,618 人(5.0%)減少した。世帯数は 33,560 世帯で、前回よりも 544 世帯(1.6%)減少した。人口減少の要因としては、大手企業の部門縮小による従業員の転出、市外への進学等の社会現象や少子化傾向によるものと考えられる。

近年の人口の推移をみると、平成 7(1995)年 2.2%の増加となっていたが、平成 12(2000)年は 3.5%減、平成 17(2005)年は 3.3%の減、平成 22(2010)年は 3.4%の減、平成 27(2015)年は 5.0%の減と人口の減少傾向は続いている。(表 1・表 2)

表 1 人口の推移

区 分	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	増 加 数 (%)			増 加 率 (%)		
				総数	男	女	総数	男	女
平成 7 年 (1995)	101,427	50,535	50,892	2,162	2,062	100	2.2	4.3	0.2
平成 12 年 (2000)	97,896	48,384	49,512	△ 3,531	△ 2,151	△ 1,380	△3.5	△4.3	△2.7
平成 17 年 (2005)	94,648	46,676	47,972	△ 3,248	△ 1,708	△ 1,540	△3.3	△3.5	△3.1
平成 22 年 (2010)	91,451	45,385	46,066	△ 3,197	△ 1,291	△ 1,906	△3.4	△2.8	△4.0
平成 27 年 (2015)	86,833	43,098	43,735	△ 4,618	△ 2,287	△ 2,331	△5.0	△5.0	△5.1

表 2 世帯数の推移

区 分	世 帯 数	増 減 数	増 減 率 (%)	1 世帯あたり 人員 (人)
平成 7 年(1995)	33,281	3,594	12.1	3.0
平成 12 年(2000)	33,473	192	0.6	2.9
平成 17 年(2005)	33,696	223	0.7	2.8
平成 22 年(2010)	34,104	408	1.2	2.7
平成 27 年(2015)	33,560	△ 544	△ 1.6	2.6

#### (2) 人口集中地区

平成 27(2015)年調査で設定された人口集中地区における人口は 30,987 人、世帯数は 16,380 世帯、面積は 9.15km<sup>2</sup>となった。これを前回平成 22(2010)年調査と比べると、人口は 9,189 人(22.9%)の減、世帯数は 3,033 世帯(18.5%)の減となり、面積は 1.47km<sup>2</sup>縮小した。人口集中地区の市全体に占める割合は面積、世帯数、人口ともに減少傾向にある。(表 3・図 1)

表 3 人口集中地区の人口、世帯数、面積の推移

区 分	世 帯 数			人 口			面 積	
	世帯数	増加率 (%)	割合 (%)	人口 (人)	増加率 (%)	割合 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	割合 (%)
平成 7 年 (1995)	15,333	21.0	46.1	42,175	10.7	41.6	10.0	2.3
平成 12 年 (2000)	15,581	1.6	46.2	40,779	△3.3	43.1	10.26	2.3
平成 17 年 (2005)	15,771	1.2	46.8	40,199	△1.4	42.5	10.46	2.4
平成 22 年 (2010)	16,380	3.9	48.0	40,176	△0.1	43.9	10.62	2.4
平成 27 年 (2015)	13,347	△18.5	39.8	30,987	△22.9	35.7	9.15	2.1

※割合は本市に占める割合、本市総面積 442.03km<sup>2</sup>

205 柏崎市 Kashiwazaki-shi



図1 人口集中地区

※出典：総務省統計局「平成27年国勢調査 地図シリーズ 我が国の人口集中地区」 15-8

### (3) 地域別人口の推移

本市を17地域に分け、そのうち旧市域を除く16地域で平成27(2015)年人口の地域分布を多い順で見ると、次のとおりである。

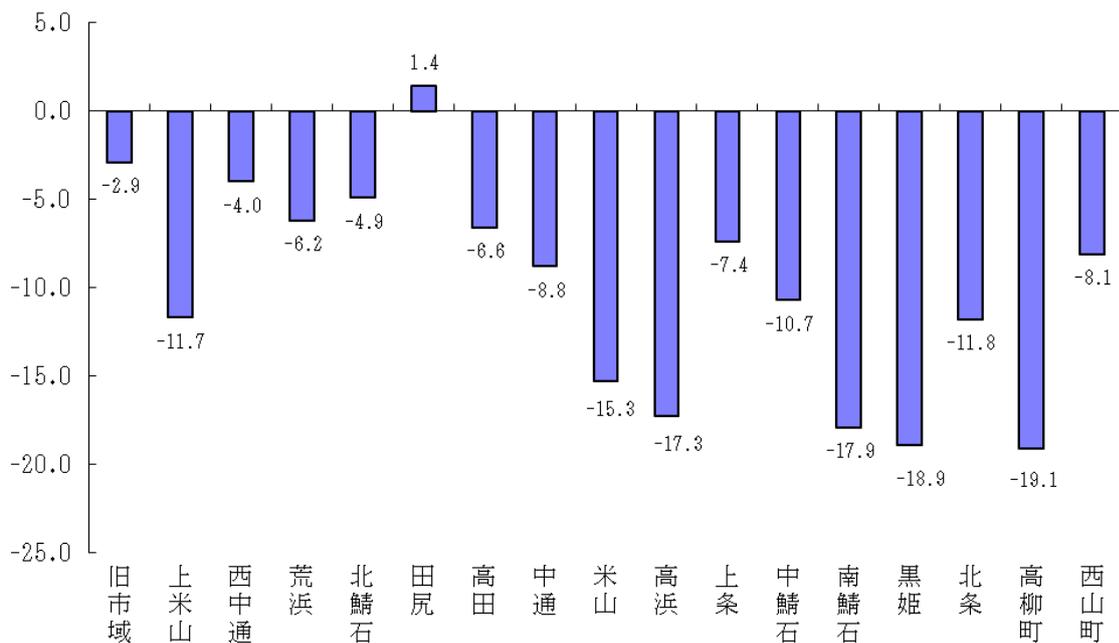
①田尻(8,961人) ②西中通(6,100人) ③高田(5,623人) ④西山町(5,521人) ⑤荒浜(4,796人)

次に、増減数についてみると、増加したのは田尻の1地区で、そのほかの15地区は減少した。増加率が高かったのは田尻地区の1.4%、低かったのは高柳地区の△19.1%であった。(表4・図2)

表4 地域別人口の推移

地域	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	増加率(%)	
						H17~22年	H22~27年
総数	101,427	97,896	94,648	91,451	86,833	△3.4	△5.0
旧市域	45,708	43,291	42,265	41,676	40,484	△1.4	△2.9
上米山	383	347	306	239	211	△21.9	△11.7
西中通	5,855	6,048	6,155	6,357	6,100	3.3	△4.0
荒浜	5,656	5,316	5,320	5,115	4,796	△3.9	△6.2
北鯖石	3,343	3,442	3,414	3,449	3,279	1.0	△4.9
田尻	8,623	8,996	8,843	8,838	8,961	△0.1	1.4
高田	4,931	5,825	6,036	6,022	5,623	△0.2	△6.6
中通	2,027	1,883	1,765	1,583	1,444	△10.3	△8.8
米山	1,473	1,369	1,231	1,086	920	△11.8	△15.3
高浜	883	731	657	513	424	△21.9	△17.3
上条	1,213	1,220	1,155	1,028	952	△11.0	△7.4
中鯖石	2,161	2,004	1,791	1,621	1,448	△9.5	△10.7
南鯖石	2,291	1,982	1,689	1,473	1,209	△12.8	△17.9
黒姫	2,011	1,783	1,536	1,264	1,025	△17.7	△18.9
北条	4,671	4,181	3,740	3,323	2,932	△11.1	△11.8
高柳町	2,802	2,502	2,241	1,859	1,504	△17.0	△19.1
西山町	7,396	6,976	6,504	6,005	5,521	△7.7	△8.1

図2 地域別人口増加率(平成22(2010)年~27(2015)年)



## 2. 人口の構造

### (1) 年齢（3区分）別人口割合の推移

平成27年(2015)調査の人口を年齢3区分別で見ると、15歳未満人口（年少人口）10,001人、15～64歳人口（生産年齢人口）49,656人、65歳以上人口（老年人口）26,772人で、それぞれ全人口の11.5%、57.2%、30.8%を占めている。（表5・表6・図3）

年少人口と生産年齢人口の占める割合は一貫して減少しており、20年前である平成7（1995）年と比較してみると、年少人口は4.3ポイント、生産年齢人口は7.3ポイント下回っている。

一方、老年人口の占める割合は一貫して上昇しており、平成27（2015）年は平成7(1995)年と比較して11.0ポイント上回った。総人口に占める老年人口（65歳以上）の割合が21%を超えると「超高齢社会」といわれるが、当市では平成12（2000）年からすでにこれを上回っており、更に今回その状況が進行したことになる。

また、平均年齢は49歳（男47歳、女52歳）となっている。

**表5 年齢3区分別人口の推移**

（単位：人）

年次	人				口
	総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	不詳
平成7年(1995)	101,427	16,005	65,382	20,037	3
平成12年(2000)	97,896	13,951	61,221	22,658	66
平成17年(2005)	94,648	12,418	58,125	24,015	90
平成22年(2010)	91,451	11,081	55,311	24,844	215
平成27年(2015)	86,833	10,001	49,656	26,772	404

**表6 年齢3区分別人口構成比の推移**

（単位：%）

区分	柏崎市			新潟県			全国		
	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成7年(1995)	15.8	64.5	19.8	16.3	65.3	18.3	15.9	69.4	14.5
平成12年(2000)	14.3	62.5	23.1	14.8	63.9	21.3	14.6	67.9	17.3
平成17年(2005)	13.1	61.4	25.4	13.6	62.3	23.9	13.7	65.8	20.1
平成22年(2010)	12.1	60.5	27.2	12.8	61.0	26.3	13.2	63.8	23.0
平成27年(2015)	11.5	57.2	30.8	12.0	58.1	29.9	12.6	60.7	26.6

図3 年齢(3区分)別人口(柏崎市)の構成比の推移

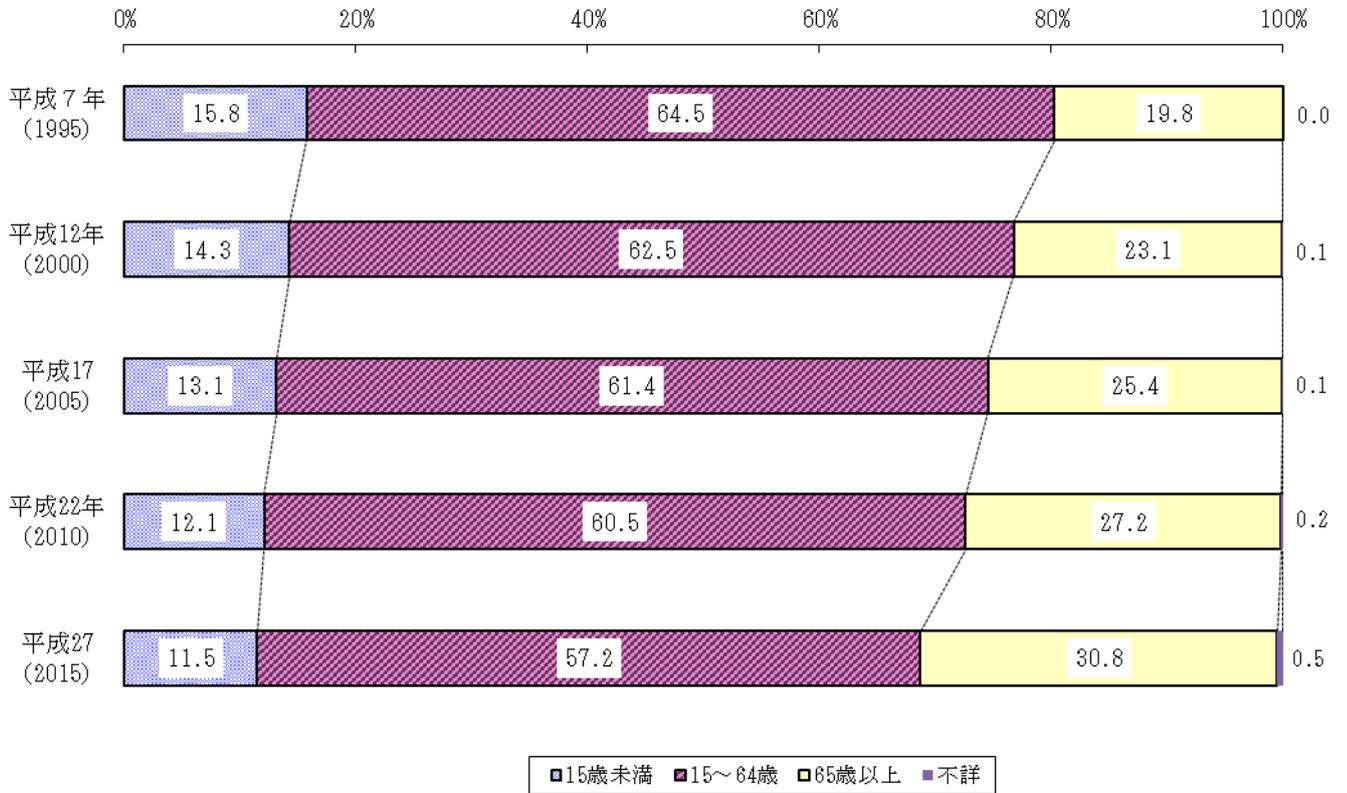
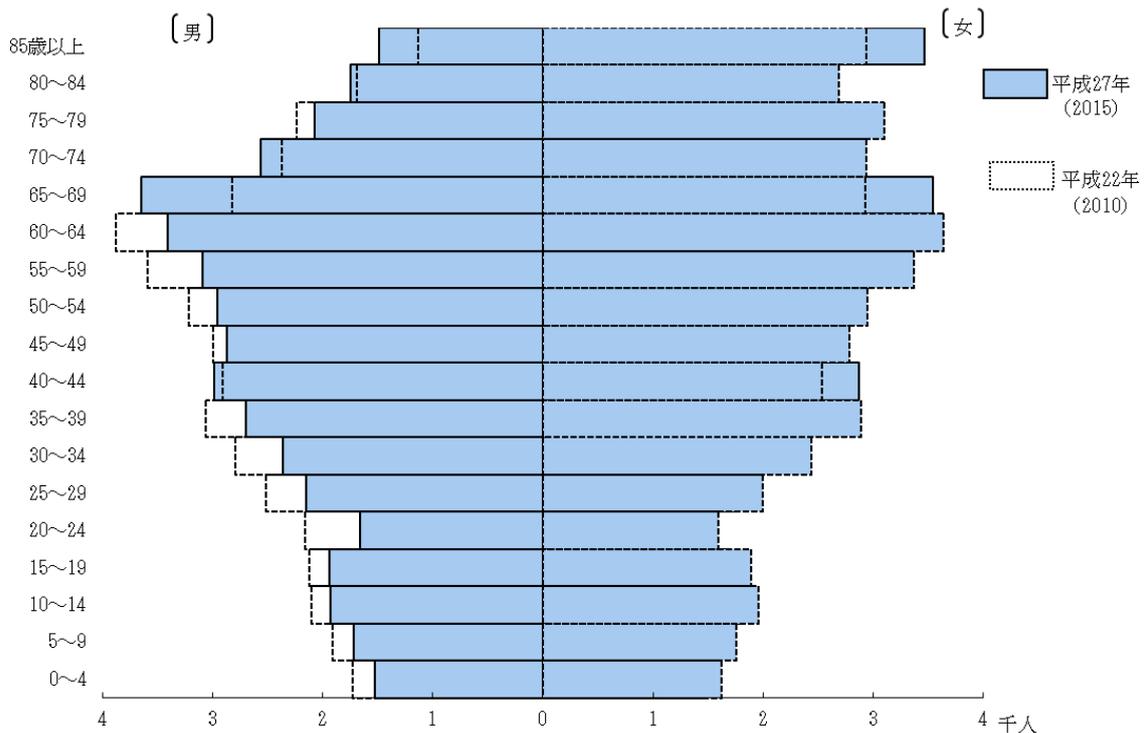


図4 人口ピラミッド



## (2) 年齢5歳階級別人口

年齢5歳階級別にみると人口の最も多い階級は、65～69歳であり、次いで60～64歳、55～59歳の順となっている。

少子化に関しては、0～4歳が3,000人を下回り、65～69歳の4割程度となっていることから、出生率の著しい低下がみられる。

高齢化に関しては、85歳以上が21.7%（883人）と増加し、4,953人となった。（表7・図4）

**表7 年齢5歳階級別人口の推移**

区 分	人 口 (人)			増 加 率 (%)	
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	H17～22年 (2005-2010)	H22～27年 (2010-2015)
総 数	94,648	91,451	86,833	△ 3.4	△ 5.0
0～4	3,794	3,350	2,975	△ 11.7	△ 11.2
5～9	4,097	3,675	3,306	△ 10.3	△ 10.0
10～14	4,527	4,056	3,720	△ 10.4	△ 8.3
15～19	4,615	4,007	3,618	△ 13.2	△ 9.7
20～24	4,398	3,751	3,029	△ 14.7	△ 19.2
25～29	5,157	4,512	3,896	△ 12.5	△ 13.7
30～34	5,989	5,233	4,316	△ 12.6	△ 17.5
35～39	5,448	5,958	5,128	9.4	△ 13.9
40～44	5,790	5,444	5,853	△ 6.0	7.5
45～49	6,088	5,777	5,371	△ 5.1	△ 7.0
50～54	7,020	6,157	5,725	△ 12.3	△ 7.0
55～59	7,599	6,960	6,004	△ 8.4	△ 13.7
60～64	6,021	7,512	6,716	24.8	△ 10.6
65～69	5,674	5,754	7,188	1.4	24.9
70～74	5,989	5,311	5,394	△ 11.3	1.6
75～79	5,384	5,331	4,835	△ 1.0	△ 9.3
80～84	3,750	4,378	4,402	16.7	0.5
85歳以上	3,218	4,070	4,953	26.5	21.7
不詳	90	215	404		

### (3) 男女別人口の構成

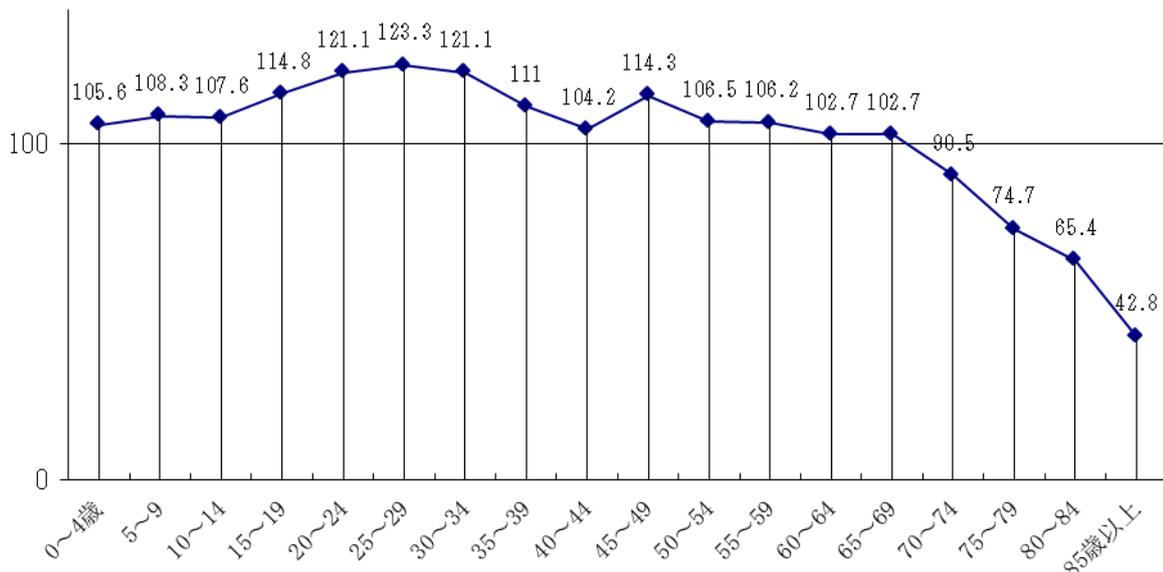
平成 27 (2015) 年調査の人口を男女別にみると男 43,098 人、女 43,735 人で女が男に比べて 637 人多くなっている。(表 8)

表 8 男女別人口の推移

区分	人 口 (人)				構 成 比 (%)			
	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
男	48,384	46,676	45,385	43,098	49.4	49.3	49.6	49.6
女	49,512	46,972	46,066	43,735	50.6	50.7	50.4	50.4

性比(女 100 人に対する男の数)についてみると、平成 27 (2015) 年は 98.5 で、平成 22 (2010) 年と同ポイントであった。これを年齢(5 歳階級)別にみると、69 歳以下の階級までは男子が女子を上回っているが、70 歳以上の階級になると女子が上回っている。特に 80~84 歳の 65.4 は 70~74 歳の 90.5 を 25.1 ポイント下回っている。(図 5)

図 5 年齢別性比



### (4) 配偶関係

15 歳以上の配偶関係では、男子の未婚者が 11,566 人、有配偶 23,098 人、死別 1,423 人、離別 1,370 人で、女子では未婚者が 6,721 人、有配偶 22,815 人、死別 7,280 人、離別 1,967 人となっている。

未婚者は男子が多く、割合でみると男子 30.8%に対し、女子は 17.3%である。30~40 歳代の女子の未婚率は 19.3%となり、前回の 17.3%を 2.0 ポイント上回った。一方、男子の未婚率は 36.3%で前回の 41.5%を 5.2 ポイント下回った。また死別、離別については、ともに女子が多い。(表 9・統計表第 9 表)

表 9 15 歳以上配偶関係別割合

(単位：人、%)

区 分	男				女			
	未婚	有配偶	死別	離別	未婚	有配偶	死別	離別
平成 22 年 (2010)	12,024 30.5	24,593 62.3	1,438 3.6	1,319 3.3	7,034 17.3	24,282 59.7	7,560 18.6	1,761 4.3
平成 27 年 (2015)	11,566 30.8	23,098 61.4	1,423 3.8	1,370 3.6	6,721 17.3	22,815 58.8	7,280 18.7	1,967 5.1

### 3. 外国人人口

当市に在住する外国人は 612 人（総人口の 0.7%）で、男女別で見ると男性は 197 人、女性は 415 人となっている。平成 22（2010）年と比較すると 151 人（19.8. %）減少している。（表 10）

表 10 国籍別外国人数

区 分	平成 22 年（2010）				平成 27 年（2015）			
	総数 （人）	構成比 （%）	男 （人）	女 （人）	総数 （人）	構成比 （%）	男 （人）	女 （人）
総 数	763	100.0	244	519	612	100.0	197	415
韓国, 朝鮮	70	9.2	26	44	45	7.4	18	27
中国	381	49.9	155	226	283	46.2	114	169
フィリピン	145	19.9	11	134	127	20.6	15	112
タイ	89	11.7	7	82	69	11.3	4	65
アメリカ	5	0.7	4	1	8	1.3	2	6
ブラジル	7	0.9	2	5	7	1.1	2	5
その他 ※	66	8.7	39	27	73	11.9	42	31

※その他に国籍「不詳」を含む

### 4. 世帯の構成

#### (1) 一般世帯

平成 27 年（2015）調査における「一般世帯数」は、総世帯数 33,560 世帯のうち 33,502 世帯となっている。

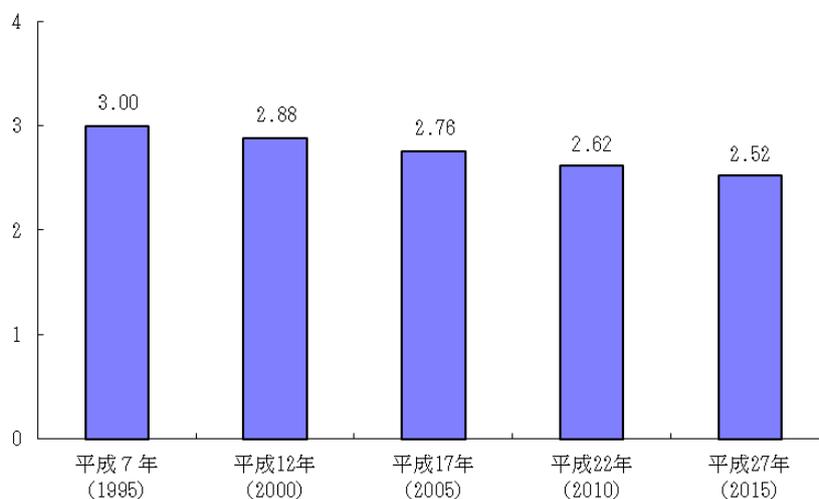
これを前回と比べると 521 世帯（1.5%）の減となり、世帯人員は 4,687 人（5.3%）の減となった。

また、1 世帯あたりの人員は 2.52 人となった。これは平成 7（1995）年の 3.00 人と比べ、15 年間で 0.48 人減少したことになり、一段と核家族化が進んだことがわかる。（図 6・表 11）

住宅に住む一般世帯を人員別にみると 1 人世帯が 9,813 世帯で全体の 29.3%を占め、以下、2 人世帯 9,481 世帯で 28.3%、3 人世帯 6,352 世帯で 19.0%、4 人世帯は 4,504 世帯で 13.4%と続いている。

（表 11・統計表第 16 表）

図 6 一般世帯の一世帯あたりの人員の推移



**表 11 世帯種類別、世帯人員の推移**

区 分	総 数		一 般 世 帯			施設等の世帯	
	世帯数	世帯人員 (人)	世帯数	世帯人員 (人)	1世帯あたり 人員(人)	世帯数	世帯人員 (人)
平成7年 (1995)	33,281	101,427	33,239	99,771	3.00	39	1,653
平成12年 (2000)	33,473	97,896	33,379	96,039	2.88	37	1,791
平成17年 (2005)	33,696	94,648	33,481	92,379	2.76	137	2,179
平成22年 (2010)	34,104	91,451	34,023	89,177	2.62	81	2,274
平成27年 (2015)	33,560	86,833	33,502	84,490	2.52	58	2,343

**(2) 世帯の家族類型**

一般世帯のうち核家族世帯は17,844世帯（一般世帯数の53.3%）、単独世帯は9,813世帯（同29.3%）となっている。（表12）

**表 12 世帯の家族類型別一般世帯**

区 分	平成22年(2010)		平成27年(2015)		増加率 (%)
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	
一 般 世 帯	34,023	100.0	33,502	100.0	△1.5
親族世帯	24,330	71.5	23,484	70.1	△3.5
核家族世帯	17,604	51.7	17,844	53.3	1.4
夫婦のみの世帯	6,660	19.6	6,817	20.3	2.4
夫婦と子どもから成る世帯	8,103	23.8	8,040	24.0	1.1
男親と子どもから成る世帯	416	1.2	458	1.4	10.1
女親と子どもから成る世帯	2,425	7.1	2,529	7.5	4.7
その他の親族世帯	6,726	19.8	5,640	16.8	△16.1
非親族世帯	103	0.3	187	0.6	81.6
単独世帯	9,585	28.2	9,813	29.3	2.4

## 5. 住宅

一般世帯33,502世帯の居住状況をみると、住宅に住む一般世帯が32,640世帯と一般世帯の総数の97.4%を占め、残りの862世帯が住宅以外に住んでいる。

住宅に住む一般世帯を住宅の所有の関係別に前回と比べてみると、「持ち家」が183世帯(0.7%)、「公営・都市機構・公社の借家」が13世帯(1.4%)、「民営の借家」が157世帯(2.6%)、「給与住宅」が178世帯(16.7%)、「間借り」が215世帯(66.6%)の減となった。

また、持ち家とそれ以外の住宅の構成比を前回と比べてみると、ほぼ同じ結果となった。(表13)

**表13 住宅に住む一般世帯の住宅の所有の関係別割合**

区分	住宅に住む一般世帯数						構成比(%)	
	総数	持ち家	公営・ 都市機構・ 公社 の借家	民営の 借家	給与住宅	間借り	持ち家	その他
平成7年 (1995)	31,670	23,780	752	5,858	1,012	268	75.1	24.9
平成12年 (2000)	32,549	24,457	829	5,973	997	293	75.1	24.9
平成17年 (2005)	32,741	24,698	905	5,852	1,007	279	75.4	24.6
平成22年 (2010)	32,994	24,631	954	6,021	1,065	323	74.7	25.3
平成27年 (2015)	32,640	24,814	967	5,864	887	108	76.0	24.0

## 6. 昼間人口

本市の常住人口(夜間人口)86,833人のうち、他市町村にある職場や学校に通っている、いわゆる昼間流出人口は5,407人、逆に他市町村から本市にある職場や学校に通ってくる昼間流入人口は7,308人となり、昼間人口は88,734人となった。これを前回と比べてみると実数で4,658人、率で5.0%減少した。昼夜間人口比率(夜間人口に対する昼間人口の割合)は102.2%で、前回の102.1%を0.1ポイント上回った。(表14)

**表14 昼間人口と就業者・通学者数の推移**

区分	常住人口 (夜間人口)	他市町村からの		他市町村への		昼間人口	昼夜間 人口比率
		就業者	通学者	就業者	通学者		
平成17年 (2005)	94,558	5,827	1,157	4,861	752	95,929	101.4
平成22年 (2010)	91,451	6,145	1,076	4,663	617	93,392	102.1
平成27年 (2015)	86,833	6,493	815	4,687	720	88,734	102.2

※常住人口に労働者状態不詳を含む。

## 7. 就業状態

### (1) 労働力人口

#### ◇労働力人口は 43,040 人、労働力率 56.3%◇

本市の 15 歳以上の人口は 76,428 人で、このうち労働力人口は 43,040 人(就業者 41,479 人、完全失業者 1,561 人)で前回に比べ 3,470 人(7.5%)減少、労働力率(15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合)は 56.3%となり、前回平成 22 (2010) 年調査の 58.0%と比べ 1.7 ポイント下回った。

また、経済活動に従事していない家事、通学、高齢者などの非労働力人口は 32,172 人で、15 歳以上人口の 42.1%を占めている。

労働力人口に対する就業者の割合は 96.4%、完全失業者は 3.6%となり、前回の 3.4%より 0.2 ポイント上回った。就業者の就業状況をみると「主に仕事」が 87.2%を占め、次いで「家事のほか仕事」が 10.8%となっている。(表 15)

表 15 労働力状態、男女別 15 歳以上人口

(単位：人)

区 分	総 数	労働力人口							完全 失 業 者	非 労働 力 人口	不 詳
		総 数	就 業 者					休 業 者			
			総 数	主 に 仕 事	仕 事 の ほ か	仕 事 の ほ か	通 学 の か た わ ら				
平成 7 年 (1995)	総数	85,419	54,597	53,264	45,718	6,533	620	393	1,333	30,771	51
	男	42,264	32,950	32,073	30,962	418	500	193	877	9,288	26
	女	43,155	21,647	21,191	14,756	6,115	120	200	456	21,483	25
平成 12 年 (2000)	総数	83,879	50,264	48,258	41,516	5,449	637	656	2,006	33,525	90
	男	41,185	29,877	28,578	27,084	655	483	356	1,299	11,242	66
	女	42,694	20,387	19,680	14,432	4,794	154	300	707	22,283	24
平成 17 年 (2005)	総数	82,140	49,109	47,014	40,359	5,657	466	532	2,095	32,659	372
	男	40,194	29,211	27,861	26,725	540	332	264	1,350	10,711	273
	女	41,945	19,898	19,153	13,634	5,117	134	268	745	21,948	99
平成 22 年 (2010)	総数	80,155	46,510	43,787	38,342	4,551	310	584	2,723	32,801	844
	男	39,464	27,908	25,963	25,024	446	213	280	1,945	11,023	533
	女	40,691	18,602	17,824	13,318	4,105	97	304	778	21,778	311
平成 27 年 (2015)	総数	76,428	43,040	41,479	36,168	4,498	230	583	1,561	32,172	1,216
	男	37,601	25,030	23,988	23,089	490	156	253	1,042	11,780	791
	女	38,827	18,010	17,491	13,079	4,008	74	330	519	20,392	425

(2) 産業（3部門）別就業者

◇第3次産業 57.3%、第2次産業 36.3%◇

15歳以上の就業者は41,479人となった。これを産業別にみると、第1次産業は244人(13.6%)の減、第2次産業は1,067人(6.8%)の減、第3次産業は1,053人(4.0%)の減とすべての業種で減少した。

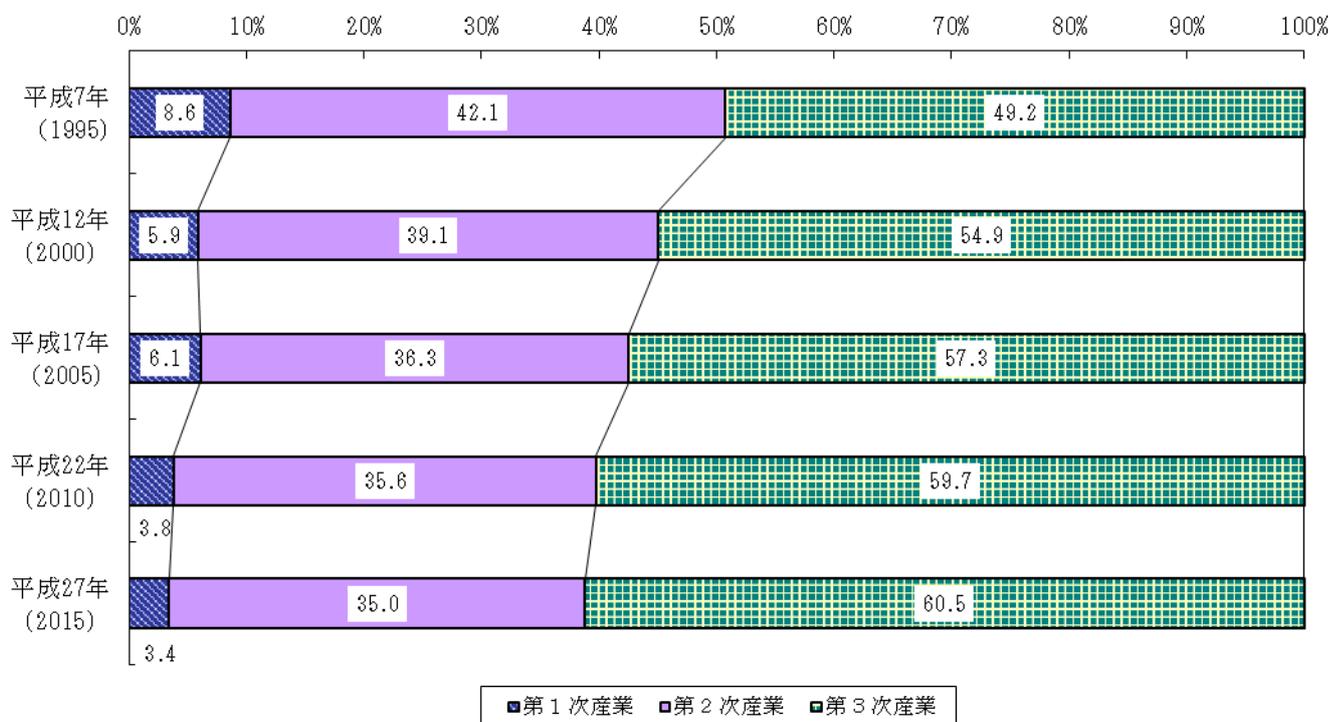
全就業者に占める割合を平成7(1995)年調査と比較してみると、第1次産業は8.6%から3.4%と5.2ポイント、第2次産業は42.1%から35.0%と7.1ポイント減少した。その一方、第3次産業は49.2%から60.5%と11.3ポイントの伸びになっている。これらのことから本市の就業構造の中心は第2次産業から第3次産業へと大きく変化したといえる。(表16・図7)

表16 産業（3部門）別15歳以上就業者および構成比の推移

区分	総数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業		不詳 (人)
		就業者(人)	構成比(%)	就業者(人)	構成比(%)	就業者(人)	構成比(%)	
平成7年 (1995)	53,264	4,595	8.6	22,450	42.1	26,207	49.2	12
平成12年 (2000)	48,258	2,832	5.9	18,864	39.1	26,502	54.9	60
平成17年 (2005)	47,014	2,866	6.1	17,064	36.3	26,941	57.3	143
平成22年 (2010)	43,787	1,647	3.8	15,587	35.6	26,157	59.7	396
平成27年 (2015)	41,479	1,423	3.4	14,520	35.0	25,104	60.5	432

※産業分類は、調査年次に適用された日本標準産業分類による集計である。

図7 産業（3部門）別就業者構成比の推移



### (3) 産業（大分類）別就業者

産業大分類ごとに就業者数の多い産業をみると、「製造業」9,511人、「卸売・小売業」5,474人、「医療、福祉」5,140人、「建設業」4,865人、「サービス業(他に分類されないもの)」2,662人などとなっており、それら上位5分類で全就業者の66.7%を占めている。

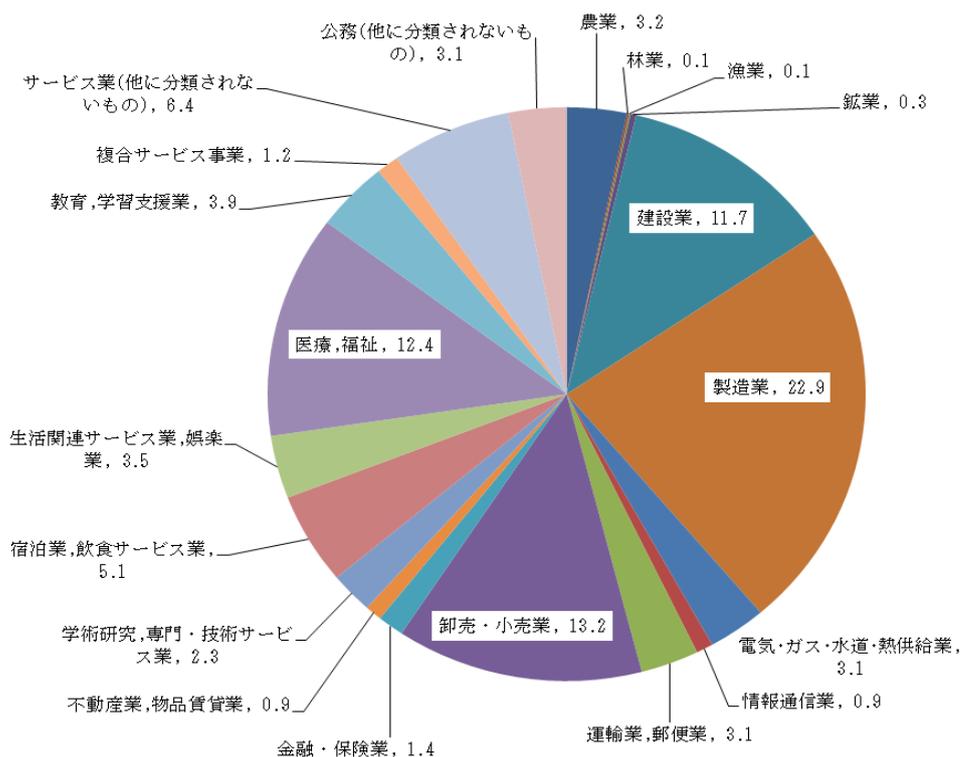
第2次産業の就業者の割合は、減少傾向にあるが、産業（大分類）別で就業者数をみると、その中心は「製造業」であり、全就業者の22.9%を占めていることがわかる。(表17・図8)

表17 産業（大分類）別就業者の推移

区 分	平成17年 (2005) (人)	平成27年 (2010) (人)	平成27年(2015)			
			総数 (人)	構成比 (%)	男 (人)	女 (人)
総 数	47,014	43,787	41,479	100.0	23,988	17,491
第一次産業	2,866	1,647	1,423	3.4	965	458
農業	2,776	1,570	1,347	3.2	904	443
林業	6	31	31	0.1	61	15
漁業	84	46	45	0.1	32	13
第二次産業	17,064	15,587	14,520	35.0	10,962	3,558
鉱業	149	167	144	0.3	127	17
建設業	5,351	5,435	4,865	11.7	4,137	728
製造業	11,564	9,985	9,511	22.9	6,698	2,813
第三次産業	26,941	26,157	25,104	60.5	11,779	13,325
電気・ガス・水道・熱供給業	1,078	1,131	1,293	3.1	1,190	103
情報通信業	489	436	373	0.9	256	117
運輸業, 郵便業	1,371	1,427	1,279	3.1	1,019	260
卸売・小売業	6,543	6,068	5,474	13.2	2,393	3,081
金融・保険業	643	650	578	1.4	230	348
不動産業, 物品賃貸業	220	349	358	0.9	202	156
学術研究, 専門・技術サービス業	—	1,275	950	2.3	673	277
宿泊業, 飲食サービス業	2,181	2,419	2,131	5.1	703	1,428
生活関連サービス業, 娯楽業	—	1,565	1,453	3.5	520	933
医療, 福祉	4,196	4,533	5,140	12.4	1,027	4,113
教育, 学習支援業	1,839	1,683	1,632	3.9	726	906
複合サービス事業	708	416	505	1.2	311	194
サービス業(他に分類されないもの)	6,377	2,958	2,662	6.4	1,722	940
公務(他に分類されないもの)	1,296	1,247	1,276	3.1	807	469
分類不能	143	396	432	1.0	282	150

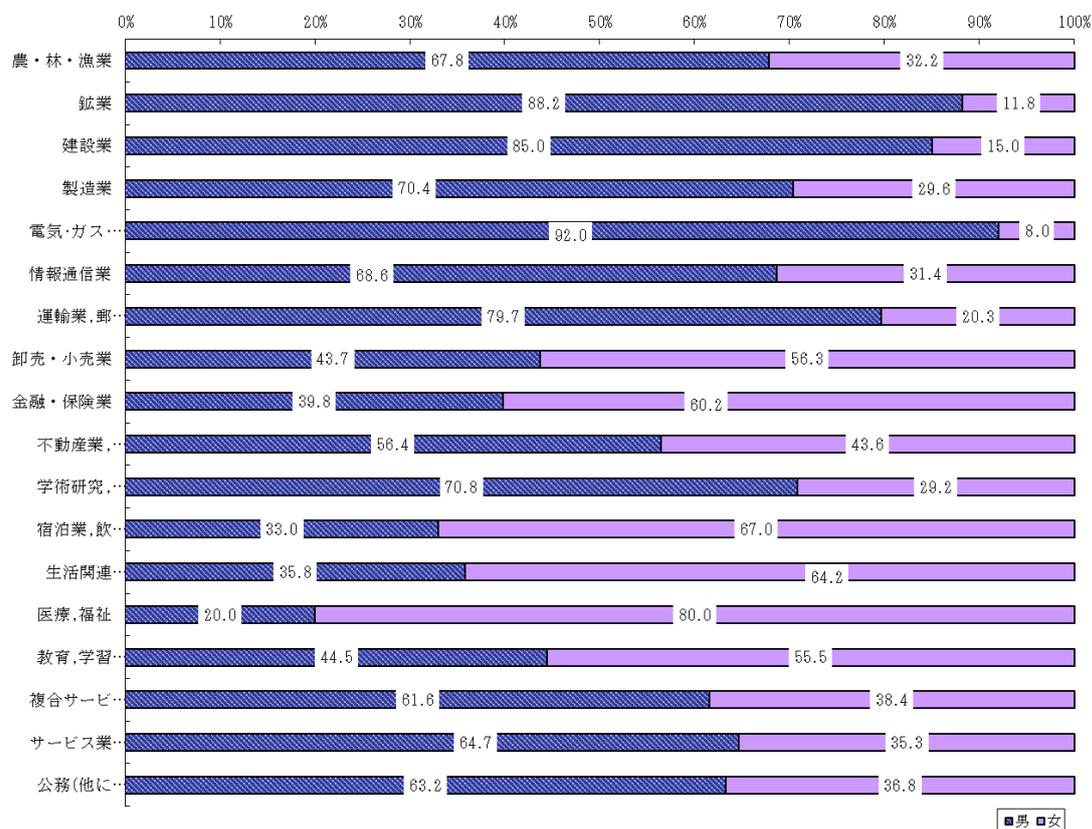
※産業分類は、調査年次に適用された日本標準産業分類による集計である。

図8 産業（大分類）別就業者の構成割合



次に産業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「電気・ガス・水道・熱供給業」が92.0%、女性は「医療、福祉」が80.0%と最も高い割合を占めている。(図9)

図9 産業（大分類）、男女別就業者の割合



#### (4) 就業者の従業上の地位

就業者を従業上の地位別にみると「雇用者」は全体の 83.4%を占めており、その比率は調査ごとに増加している。(表 18・図 10)

表 18 従業上の地位別 15 歳以上の就業者の推移

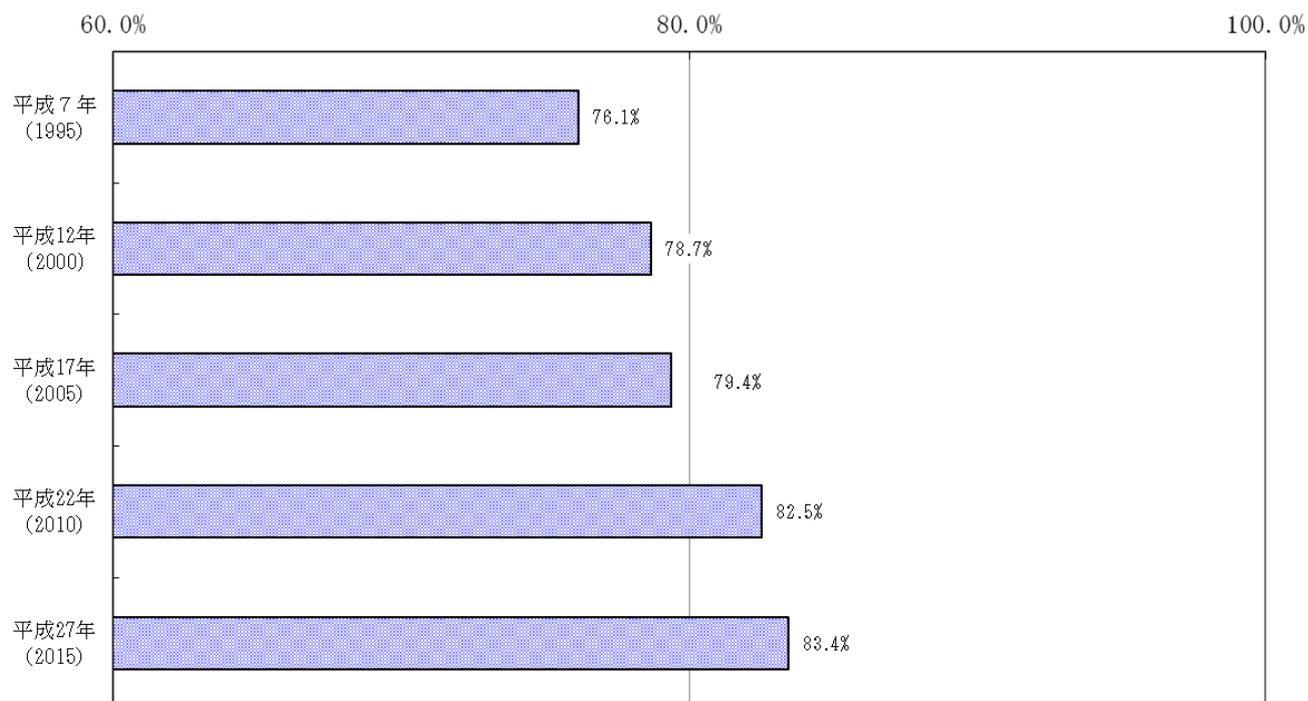
(単位：人)

区分	総数	雇用者						役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者	不詳
		総数	正規の職員・従業員	労働者派遣事業所の派遣社員	パート・アルバイト・その他	常雇	臨時雇						
H7 (1995)	53,264	40,553	...	...	...	...	...	2,597	1,215	5,253	3,646	...	—
H12 (2000)	48,258	37,968	...	...	...	33,076	4,892	2,300	1,157	4,135	2,510	188	—
H17 (2005)	47,014	37,317	...	...	...	31,680	5,637	2,104	1,074	3,972	2,413	129	5
H22 (2010)	43,787	36,133	25,998	757	9,378	...	...	2,249	982	2,744	1,524	67	88
<b>H27 (2015)</b>	<b>41,479</b>	<b>34,614</b>	<b>24,581</b>	<b>684</b>	<b>9,349</b>	...	...	<b>2,001</b>	<b>709</b>	<b>2,558</b>	<b>1,229</b>	<b>60</b>	<b>308</b>

※昭和 60(1985)年～平成 7(1995)年は「雇人のない業主」に「家庭内職者」を含む。

※平成 22(2010)年の調査項目の変更により「雇用者」を「正規の職員・従業員」などの区分に細分。

図 10 従業上の地位 雇用者の割合の推移



### (5) 夫婦世帯の就業状態

夫婦のいる一般世帯を夫婦の就業・非就業別にみると、夫・妻ともに就業者である世帯は 10,080 世帯（夫婦のいる一般世帯数の 50.5%）で、平成 22(2010)年と比較すると 227 世帯（2.2%）減少しているが、構成比を比べると今回 50.5%、前回 49.3%で 1.2 ポイント上回っている。

うち子どもがいる世帯は 6,922 世帯（同 34.7%）で、平成 22(2010)年と比較すると 228 世帯（3.2%）減少している。子供のいる世帯の構成比も今回 34.7%、前回 34.2%で 0.5 ポイント上回った。（表 19）

表 19 夫婦の就業・非就業別一般世帯数

区 分	平成 22 年 (2010)		平成 27 年 (2015)		増 減	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	増加率 (%)
夫婦のいる一般世帯数(総数)	20,896	100.0	19,947	100.0	△ 949	△ 4.5
夫・妻とも就業	10,307	49.3	10,080	50.5	△ 227	△ 2.2
うち子どもあり	7,150	34.2	6,922	34.7	△ 228	△ 3.2
夫が就業、妻が非就業	5,108	24.4	4,079	20.4	△ 1,029	△ 20.1
夫が非就業、妻が就業	847	4.1	839	4.2	△ 8	△ 0.9
夫・妻とも非就業	4,501	21.5	4,788	24.0	287	6.4

### (6) 職業（大分類）別就業者

当市の 15 歳以上就業者 41,479 人を職業大分類別にみると、「生産工程従事者」が 8,685 人（15 歳以上就業者の 20.9%）と最も多く、次いで「事務従事者」7,212 人（同 17.4%）、「専門的・技術的職業従事者」5,801 人（同 14.0%）などの順となっている。

前回の平成 22(2010)年と比較すると、増となったのは、「専門的・技術的職業従事者」252 人（4.5%）、「運搬・清掃・包装等従事者」120 人（4.3%）、「保安職業従事者」5 人（0.7%）である。一方、減となったのは、「生産工程従事者」750 人（7.9%）、「販売従事者」483 人（11.0%）、「輸送・機械運転従事者」425 人（20.8%）などとなっている。（表 20）

表 20 職業（大分類）別就業者の推移

区 分	平成 22 年 (2010)		平成 27 年 (2015)		平成 22～27 年	
	就業者 (人)	構成比 (%)	就業者 (人)	構成比 (%)	増加数 (人)	増加率 (%)
総 数 (分類不能を含む)	43,787	100.0	41,479	100.0	△2,308	△5.3
A 管理的職業従事者	1,042	2.4	1,019	2.5	△23	△2.2
B 専門的・技術的職業従事者	5,549	12.7	5,801	14.0	252	4.5
C 事務従事者	7,528	17.2	7,212	17.4	△316	△4.2
D 販売従事者	4,409	10.1	3,926	9.5	△483	△11.0
E サービス職業従事者	5,221	11.9	5,092	12.3	△129	△2.5
F 保安職業従事者	691	1.6	696	1.7	5	0.7
G 農林漁業作業従事者	1,662	3.8	1,392	3.4	△270	△16.2
H 生産工程従事者	9,435	21.5	8,685	20.9	△750	△7.9
I 輸送・機械運転従事者	2,046	4.7	1,621	3.9	△425	△20.8
J 建設・採掘従事者	3,058	7.0	2,739	6.6	△319	△10.4
K 運搬・清掃・包装等従事者	2,772	6.3	2,892	7.0	120	4.3

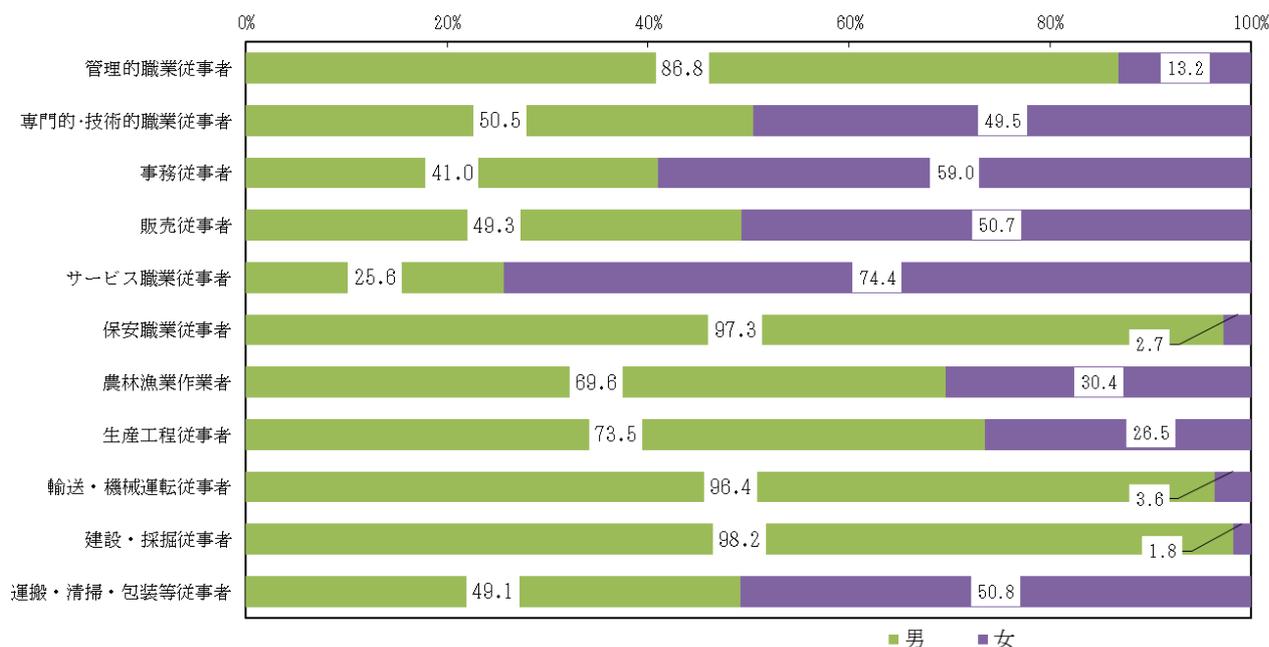
次に職業大分類別就業者数を男女別にみると、男性は「生産工程従事者」が6,384人と最も多く、次いで「事務従事者」2,959人、「専門的・技術的職業従事者」2,931人などの順となっている。女性は「事務従事者」が4,253人と最も多く、次いで「サービス職業従事者」3,790人、「専門的・技術的職業従事者」2,870人などの順となっている。

また、男女別割合についてみると、男性の占める割合が高い職業は「建設・採掘従事者」が98.2%、「保安職業従事者」97.3%、「輸送・機械運転従事者」96.4%などとなっている。女性の占める割合が高い職業は「サービス職業従事者」74.4%、「事務従事者」59.0%、「運搬・清掃・包装等従事者」50.8%、「販売従事者」が50.7%となっている。（表21・図11）

**表21 職業（大分類）、男女別就業者数および割合**

区 分	平成27年(2015)		構成比	
	男(人)	女(人)	男(%)	女(%)
総数(分類不能を含む)	23,988	17,491	57.8	42.2
A 管理的職業従事者	885	134	86.8	13.2
B 専門的・技術的職業従事者	2,931	2,870	50.5	49.5
C 事務従事者	2,959	4,253	41.0	59.0
D 販売従事者	1,934	1,992	49.3	50.7
E サービス職業従事者	1,302	3,790	25.6	74.4
F 保安職業従事者	677	19	97.3	2.7
G 農林漁業作業者	969	423	69.6	30.4
H 生産工程従事者	6,384	2,301	73.5	26.5
I 輸送・機械運転従事者	1,562	59	96.4	3.6
J 建設・採掘従事者	2,689	50	98.2	1.8
K 運搬・清掃・包装等従事者	1,423	1,469	49.1	50.8

**図11 職業（大分類）、男女別就業者の割合**



## 8. 母子世帯・父子世帯

母子世帯は387世帯で、一般世帯の1.2%となっており、父子世帯は41世帯では一般世帯の0.1%となっている。平成22(2010)年調査と比較すると母子世帯では13世帯(3.5%)の増、父子世帯では1世帯(2.4%)の減となっている。(表22)

表22 母子世帯・父子世帯の推移

区 分	母 子 世 帯		父 子 世 帯	
	世帯数	うち6歳未満の 子どもがいる世帯	世帯数	うち6歳未満の 子どもがいる世帯
平成12年(2000)	304	67	33	6
平成17年(2005)	371	76	49	4
平成22年(2010)	374	66	42	6
<b>平成27年(2015)</b>	<b>387</b>	<b>73</b>	<b>41</b>	<b>5</b>

## 9. 世帯の経済構成

一般世帯を経済構成別にみると、世帯の就業者すべてが農林漁業以外に従事している非農林漁業就業者世帯が22,809世帯(一般世帯の68.1%)と最も多く、次いで世帯にまったく就業者がいない非就業者世帯が9,316世帯(同27.8%)などとなっている。(表23)

表23 世帯の経済構成別一般世帯の推移

区 分	一 般 世 帯 数		構 成 比 (%)	
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総 数	34,023	33,502	100.0	100.0
1 農林漁業就業者世帯	546	496	1.6	1.5
2 農林漁家・非農林漁業就業者混合世帯	622	548	1.8	1.6
3 非農林漁業就業者世帯	24,217	22,809	71.2	68.1
4 非就業者世帯	8,412	9,316	24.7	27.8
5 分類不能の世帯	226	333	0.7	1.0

## 10. 従業・通学者の世帯の状況

住宅に住む一般世帯を従業・通学時の世帯の状況別にみると、通勤・通学者のみの世帯は10,508世帯(住宅に住む一般世帯数の31.4%)、その他の世帯は22,994世帯(同68.6%)となっている。(表24)

表24 従業・通学者の世帯の状況の推移

区 分	平成17年 (2005)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)	
	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)	世帯数	構成比 (%)
住宅に住む一般世帯数(総数)	32,741	100	34,023	100.0	33,502	100.0
通勤・通学者のみの世帯	9,647	29.5	10,599	31.2	10,508	31.4
その他の世帯	23,094	70.5	23,424	68.9	22,994	68.6